

# アメリカ少年司法と合衆国憲法修正第八条に関する判例の動向について

— 絶対的終身刑をめぐる連邦最高裁「ミラー判決」(二〇一二年)を中心に —

今 出 和 利

## 目次

はじめに

一 少年に対する死刑及び絶対的終身刑をめぐる

(一) 合衆国憲法修正第八条の概要

(二) 「ローバー対シモンズ判決」(二〇〇五年)と「グラハム対フロリダ判決」(二〇一〇年)

二 「ミラー対アラバマ州事件及びジャクソン対ホプズ事件判決」

(一) 少年に対する絶対的終身刑の現状

(二) 両事件の概要

(三) 判決の概要

三 ミラー判決の衝撃と波紋

おわりに

はじめに

一八九九年、国家が親の代わりとなって子どもの世話をすることを意味する「パレンス・パトリエ」(*parens patriae*)という児童福祉的理想をその基本理念に据え、少年裁判所の創設、審判手続の非形式性、裁判官への広汎な裁量の付与等を柱とする「少年司法制度」が、アメリカイリノイ州において初めて創設された。そして、これはその後わずか二〇数年の内に、ほぼ全ての州で採り入れられるに至ったのである。<sup>(1)</sup>

この制度は、特に「非行少年」を「要扶助少年」、「遺棄少年」と同様に、いわば「保護・教育」の世界に取り込み、デュー・プロセスの諸権利を認めないことを前提に、過酷な刑事司法制度から少年を解放することを目指したといつてよい。<sup>(2)</sup>

もつともその拡がりの一方で、少年司法制度の導入当初から、その理念を含め制度の特徴それ自体についても、既に「懐疑」の目が向けられていたこともまた事実であった。<sup>(3)</sup>そしてこの「懐疑」は、次第に具体的な訴訟として顕れるようになる。一九六〇年代以降、アメリカ合衆国連邦最高裁判所（以下「連邦最高裁」とする）は、「ケント判決」<sup>(4)</sup>（一九六六年）、「ゴールト判決」<sup>(5)</sup>（一九六七年）、「ウインシップ判決」<sup>(6)</sup>（一九七〇年）のいわゆる「三部作」<sup>(7)</sup>ともいわれる判決において、少年裁判所手続にも成人と同様にデュー・プロセスの諸権利を保障することを求めた。

これら一連の判例に加えて、特に一九八〇年代から九〇年代初頭にかけて、少年による凶悪・重大な事件の増加とそれに対する社会的不安を背景に、いわゆる「厳罰化政策」(*get tough policy*)<sup>(8)</sup>が、少年司法制度に大きな影響を与えていく。

その顕著な表れの一つが、現在ほぼとんど全ての州で採用されている、重大な犯罪少年をデュー・プロセスの権

利の保障を前提に、少年司法から刑事司法の管轄へと移し、成人と同じ方法で裁判を行い刑罰を科すことを可能とする「移送制度」(transfer system)の導入の拡大であろう。<sup>(8)</sup>

しかし、このような「少年司法の刑事司法化」といわれる潮流の中においても、一方で、一九九〇年代初頭から現在まで、例えば、非行少年に対して「少年としての処分」(保護処分)及び「成人としての処分」(刑事処分)の両方を科す権限を少年裁判所裁判官に与え、基本的に「少年としての処分」を優先させる「混合量刑」(blended sentencing)制度や、ひとたび刑事司法制度に送られてきた少年を、刑事裁判所の判断で再び少年裁判所の管轄に戻すことを可能とする「ウェイバー・バック」(waiver back)等にみられるような、非行少年を何とか「保護の世界」に留め置こうとする試みも行われてきたのである。<sup>(9)</sup>

この様な中、二〇〇五年連邦最高裁は、一七歳の少年に対する死刑がアメリカ合衆国憲法修正第八条(以下「修正第八条」とする)に反するとする「ローパー対シモンズ判決」<sup>(10)</sup>を下したことを嚆矢に、二〇一〇年には殺人以外の罪を犯した少年に対する「仮釈放の可能性のない終身刑」(Life Without Possibility of Parole) (以下「絶対的終身刑」とする)<sup>(11)</sup>を違憲とする「グラハム対フロリダ州判決」<sup>(12)</sup>を、さらに二〇一二年には、殺人の罪を犯した少年を含む全ての少年に対する「裁判官の裁量の余地なしに必要な科す絶対的終身刑」(Mandatory Life Without Possibility of Parole) (以下「絶対的終身刑の必要的科刑」とする)を違憲とする「ミラー対アラバマ州事件及びジャクソン対ホブズ事件判決」<sup>(13)</sup>を下した。

これらの連邦最高裁による一連の判決は、死刑や絶対的終身刑といった「特別な刑罰」に関してではあるものの、上で触れたデュー・プロセスをめぐる三判例の根底にあった憲法上「少年は成人と同じである」という大前提には立たず、「少年は成人と異なる」という基本的スタンスを強調する点で、アメリカ少年司法をめぐる判例の流

れを変え得る可能性を持つものとして大変興味深い判決である。

よって本稿では、まず修正第八条と少年に対する死刑及び絶対的終身刑をめぐる判例を整理した上で、とりわけ今後の少年司法に大きな影響を与え得ると考えられる「ミラー対アラバマ州事件及びジャクソン対ホブズ事件判決」を中心に分析するとともに、それが与える影響についても考察することにした。

### 一 少年に対する死刑及び絶対的終身刑をめぐる

#### (一) 合衆国憲法修正第八条の概要

修正第八条は、「過大な額の保釈金を要求し、過大な罰金を科し、または残酷で異常な刑罰を科してはならない。」(Excessive bail shall not be required, nor excessive fines imposed, nor cruel and unusual punishments inflicted)と定め、合衆国憲法修正第一四条を通じて州法にも適用されるものとされてきた。<sup>(14)</sup>そしてこの規定は、あらゆる状況のもとで行われる拷問を含む野蛮な刑罰を本質的に禁じるものであり、この規定の下では、国家は、最も重大なる罪を犯した者であったとしても、その者の人間としての特質については尊重しなければならない、と解釈されている。

また、この「残酷で異常な刑罰」に該当するかどうかの判断につき、裁判所は被告人の犯した罪又は有責性の程度と刑罰との均衡がとれているのかを考慮に入れなければならないとされてきた。この点に関して連邦最高裁は、例えば殺人以外の罪を犯した者及び精神的な障害を持つ者に対して死刑を科すことは、修正第八条に反するとの明確な判断を既に示している。<sup>(15)</sup>

加えて、残酷で異常な刑罰の判断にあたっては、裁判所は、歴史的な概念を超えて「成熟する社会の進化を示す

品性という発展しつつある基準」(the evolving standards of decency that mark the progress of a maturing society) (以下「品性という発展しつつある基準」とする) によって解釈するものとされている。<sup>(16)</sup>

近年において、修正第八条に基づき、少年に対する死刑について制限を加えるかどうかの判断を下した連邦最高裁判例としては、一九八二年、事実審裁判所が一六歳の少年の減刑事由を考慮しなかったとして死刑を取り消した「エディング対オクラホマ州判決」<sup>(17)</sup> (以下「エディング判決」とする)、一六歳未満で重大な罪を犯した少年に対する死刑の執行を禁じた「トンプソン対オクラホマ州判決」<sup>(18)</sup> (一九八八年) (以下「トンプソン判決」とする) と、翌年の、一六歳又は一七歳で死刑に値する罪を犯した少年に対して死刑を科すことは修正第八条に反するものではないとの判断を示した「スタンフォード対ケンタッキー州判決」<sup>(19)</sup> (一九八九年) (以下「スタンフォード判決」とする) がある。これらの判例を踏まえると連邦最高裁は、死刑判決が修正第八条に反するかどうかについて、一六歳未満であることを一つの判断基準としていたことが分かる。

(二) 「ローバー対シモンズ判決」(二〇〇五年) と「グラハム対フロリダ州判決」(二〇一〇年)

この様な判例状況の中で、再び連邦最高裁において争われることになったのは、凶悪な犯罪を行った一七歳の少年に対する死刑判決の合憲性についてであった。

ミズーリ州に住む一七歳の高校生クリストファー・シモンズは、他の一五歳、一六歳の二人の少年に対して、「少年であれば刑罰から逃れられる」として強盗及び殺人を行う計画への加担を持ちかけた。犯行日、シモンズら三名の少年は深夜に被害者女性宅に侵入し、ガムテープで彼女の目や口をふさぎ手を縛った上、車で連行し川にかかる橋の橋脚の上から彼女を投げ落とし、結果、溺死させた。<sup>(20)</sup> シモンズは、翌日逮捕された後、警察の取調べで罪を

認め、検察官は彼を強盗、誘拐、窃盗及び第一級謀殺の罪で起訴し、成人と同様に刑事裁判が行われた。その結果、彼は有罪となり死刑判決が下されたのであった。<sup>(21)</sup>その後、彼の上訴はすべて却下され死刑が確定していたが、二〇〇二年に連邦最高裁によって、精神的障害者に対する死刑を違憲とした「アトキンス対バージニア州判決」<sup>(22)</sup>（以下「アトキンス判決」とする）が下されたため、シモンズ側はこれに依拠して、「少年に対する死刑についても、修正第八条が禁じる異常で残酷な刑罰に該当する」として、非常救済手続を申し立てた。ミズーリ州最高裁判所は、その請求を認めて死刑判決を確棄し、絶対的終身刑に減刑したが、これに対して州側は不服として連邦最高裁に裁量上訴を求め認められた。<sup>(23)</sup>

二〇〇五年三月一日、連邦最高裁は、先述の一六歳、一七歳の少年に対する死刑を容認したスタンフォード判決を覆し、一七歳の少年に対して死刑を科すことは、「残酷で異常な刑罰」を禁じる修正第八条に反するとの判決を下した<sup>(24)</sup>（「ローバー対シモンズ判決」（以下「ローバー判決」とする））。

判決（法廷意見）はまず、①国民的合意をはかるための客観的指標（objective indicia of national consensus）として、各州の一七歳の少年に対する死刑を定めた法律及び実際の適用の有無に着目し、その結果、成人に対するものを含めて死刑制度を二二州が廃止し、死刑制度を存置する三八州の内、一八州が少年に対する死刑を禁止しており、それらを合わせると三〇州が少年に対して死刑制度を禁止していることになり、一方少年に対する死刑を認めている二〇州においても、スタンフォード判決以降、実際に執行を行ったのが六州で、過去一〇年では三州のみであること等から、「州の大半は一八歳未満の少年犯罪者に死刑を科すことを拒絶している」とし、②少年の発達学に関する研究結果等を採用して、少年は未成熟で責任感覚が未発達である、周囲からの悪影響や圧力を受けやすい、人格が十分に形成されていないといった成人との三つの相異を踏まえれば、少年を成人と同様に厳しく罰する

ことはできない、③子どもへの権利条約等を含む少年に対する国際法的な動向や視点から見ても、一八歳未満の少年に対する死刑は「残酷で異常な刑罰」に該当するとの共通認識が存在するとして、これらの状況の下で「品性という発展しつつある基準」に従えば、一八歳未満の少年に対する死刑は、修正第八条に反するものであると結論づけた。<sup>(25)</sup>

この判決の大きな特徴は、②で触れた様に少年と成人のいくつかの相違点を強調し、その相違に基づき成人とは異なる扱いを求めたことにある。この考え方は、先述の一六歳未満の少年に対する死刑を禁じたトンブソン判決においても示されていたところではあるが、本判決ではその論拠をより強調し、多くの州において成人と少年の年齢の境界となる一八歳未満に引き上げて適用した。

そしてさらにこの判決から五年後、連邦最高裁において、事実上、死刑に代わる最も厳しい罰として位置づけられることとなった「絶対的終身刑」を、殺人以外の罪を犯した少年に対して科すことの是非の判断において、「少年は成人と異なる」ことが考慮されるべきかどうかが争点となったのが「グラハム対フロリダ州判決」(以下「グラハム判決」とする)であった。

ここでまず、成人に対する終身刑をめぐる連邦最高裁判例を整理すると、一九八〇年、三度目の有罪判決を受けた財産犯に対して累犯法に基づき仮釈放の可能性のある終身刑を科すことは、修正第八条に反しないとの判断を下した「ランメル対エステル判決」<sup>(26)</sup>、財産犯の再犯で有罪となった者に対して絶対的終身刑を科すことは、修正第八条に反するとして「ソレム対ヘルム判決」<sup>(27)</sup>(一九八三年)、初犯の薬物犯に絶対的終身刑を必要に科すことを支持した「ハーメリン対ミシガン州判決」<sup>(28)</sup>(一九九一年)(以下「ハーメリン判決」とする)等がある。

以下、概説するグラハム判決は、上記のように成人に対する判例が確立していく中で、少年に対する絶対的終身

刑の是非が争われたのである。

二〇〇三年七月、フロリダ州に住む一六歳の少年、テランス・グラハムは、他三名の少年と共謀しレストランに強盗に入り店主に怪我をさせたが、結局、金品等を盗むことなく逃走した。彼は後に逮捕され、州法に基づき成人と同様に地方裁判所に脅迫又は暴行を伴う武装不法目的侵入及び武装強盗未遂の罪で起訴された。地方裁判所はグラハムの司法取引を認め、彼の判決を猶予して三年間のプロベーション（一年間のジェイル収容を含む）に処することを決めた<sup>(29)</sup>。しかし一八歳となったグラハムは、ジェイルから釈放されてから約六ヶ月後、他の成人二名と共に住居侵入強盗容疑で再び逮捕され、これによりプロベーションが取り消された。結局、裁判所はグラハムを、過去に犯した武装不法目的侵入及び武装強盗未遂の罪で、前者により終身刑及び後者により懲役一五年の判決を下した。フロリダ州では仮釈放制度は廃止されているため、終身刑を受けた者は恩赦以外では釈放されることはなかった。グラハムは判決を不服として、州最高裁判所に上訴するものの認められなかったため、「殺人以外で有罪となった少年犯罪者に対して絶対的終身刑を科すことは修正第八条に反する」として連邦最高裁に裁量上訴を申し立てた<sup>(30)</sup>。

二〇一〇年五月十七日、連邦最高裁はグラハムの上訴を容れ、①三七州が州法上、殺人以外の罪を犯した少年に絶対的終身刑を科すことを定めている等の状況からすれば、この問題につき国民的合意が形成されているとは言えないものの、量刑実務上、実際に刑が科せられているのは一一州で一二三名（内七七名はフロリダ州）に過ぎず、非常にまれである、②少年は成人と比較して未成熟で責任感覚が未発達であり、周囲からの圧力や悪影響を受けやすく、人格が十分に形成されていないことに加えて、殺人以外の罪と殺人とは罰するべき度合いが異なり、それゆえ殺人以外の罪を犯した少年の責任は二重に減刑される、③殺人以外の罪を犯した少年に対する絶対的終身刑は、



法に基づく懲罰、抑止、無能力化そして更生として容認されてきた刑事的制裁の目的からは正当化されない、④絶対的終身刑は、殺人以外の罪を犯した少年が社会に戻るに適していることを示すためのあらゆる機会を奪うことになる、⑤一八歳未満の者に終身刑を科すことを禁じる国際条約等の視点も尊重しなければならない等の理由の下、殺人以外の罪を犯した一七歳の少年に対する絶対的終身刑は修正第八条に反するとの判決を下した。<sup>(31)</sup>

本判決は、ローパー判決が禁じた少年に対する死刑と、本件で問題となっている絶対的終身刑とはその過酷さの点では同様のものであるとの前提にたち、また、「ローパー判決における少年の特性についての裁判所の見解を再検討する理由を示す新しいデータは見当らない」として、ローパー判決で示された考え方に依拠し、少年と成人との相違を強調することで結論を導いたのであった。

## 二 「ミラー対アラバマ州事件及びジャクソン対ホブズ事件判決」

### (一) 少年に対する絶対的終身刑の現状

グラハム判決によって、「殺人以外の罪を犯した少年」に対して絶対的終身刑を科すことは違憲であるとされたが、この刑罰は、本来「保護主義」を基本とする少年司法制度とは全く相容れないものであることは言うまでもない。しかし一九七〇年代からのいわゆる厳罰化政策の流れの中で、絶対的終身刑は、死刑制度の存続と併せて少年司法の中に広く採り入れられていったのであった。さらに各州は、一九八〇年代から九〇年代にかけて、仮釈放の可能性のある終身刑に関しても、仮釈放の要件の厳格化や廃止といった動きを強めていく。そして二〇〇五年までに、絶対的終身刑はほぼ全ての州で採用されるに至った。また、法制度的上は少年に対する絶対的終身刑を科さない州であっても、極端に長期の懲役刑を科すことで、事実上、終身刑を科すのと同様の状態となっている州もあ

る。<sup>(33)</sup>

さらに、前節で述べたローパー判決は、このような流れに一層の拍車をかけたともいえよう。すなわち、この判決を契機に少年に対する死刑制度が見直されるようになり、それに代わるいわば「少年に対して科し得る最高刑」として求められたのが、絶対的終身刑と極端に長期の懲役刑であったからである。

ある統計によると、二〇〇四年には二二二五名が少年期に犯した罪で絶対的終身刑に服していたが、二〇〇九年までには二五〇〇名以上に増加している。また、一九八〇年より以前においては、裁判官はまれにしか少年に対して絶対的終身刑を科すことはなかったが、現在では、一九九〇年と比して約三倍もの判決を下しているとされる。<sup>(34)</sup>

また裁判所も、通常一二歳から一六歳までの少年に対する絶対的終身刑や極端に長期の懲役刑を容認してきた。実際に絶対的終身刑が科せられた少年の内、六人に一人は犯罪時一五歳以下であり、五九%が初めて受けた有罪判決であり、また二六%が重罪の謀殺の主犯ではなく従犯であったとする統計もある。<sup>(35)</sup> また、先に述べた、エディンゲ判決、トンブソン判決及びローパー判決においては、裁判所が死刑の判断を行う際に、若年性は減刑要件として扱われたが、これら以外の判決では、逆に裁判官の多くは若年性を加重要件とし、少年の殺人犯に対しては成人のそれよりもより厳しい判決が下されており、加えて、殺人の罪を犯した少年は、成人よりも絶対的終身刑が科せられやすいともされている。<sup>(36)</sup>

さらに絶対的終身刑に関する最近の特徴として挙げられるのが、その刑の中でも特に絶対的終身刑を必要<sup>、</sup>的に科刑する制度の導入の増加である。すなわち、陪審等で有罪となった被告に対して、裁判官は被告それぞれの犯行態様、家庭・社会環境等を考慮して科刑する裁量がなく、また少年であっても刑事的責任は成人と同等であるとの前提の下、法定刑が科せられる科刑制度である。近年の統計によると、四二州が、成人、少年を問わず殺人を犯した

者への絶対的終身刑を認め、その内二七州がこの「絶対的終身刑の必要的科刑」を定めているとされている。<sup>(37)</sup>

## (二) 両事件の概要

こうした背景の中、まさにこの「絶対的終身刑の必要的科刑」の合憲性について争われたのが、以下で紹介するミラー対アラバマ州事件とジャクソン対ホブズ事件を巡る二つの訴訟であった。両訴訟は後に併合され連邦最高裁に係属することになるが、まず、それぞれの事件の概要について見ていくこととしたい。

### (A) ミラー対アラバマ州事件

二〇〇三年七月のある夜、一四歳の少年エヴァン・ミラーは友人の少年と自宅にいた際に、近所の男性(本件の被害者)がミラーの母との薬物の取引にやつてきたため、その後友人と共にその男性と一緒に男性のトレイラーハウスに行き、三人でマリファナを吸いさらに酒の飲み比べ競争をした。間もなく男性が酔いつぶれたため、ミラーは彼の財布を盗み入っていた約三〇〇ドルを友人と山分けにし、財布を男性のポケットに戻そうとした時に男性が目覚ましミラーの喉を掴んだため、ミラーは近くにあった野球のバットでその男性を執拗にたたき続けた。さらに男性の頭にシーツをかぶせ、「私は神だ。あんたを殺すことができる。」と言ってさらに殴打した。

その後、ミラーと友人はミラーのトレイラーハウスに逃げ込んだものの、自分達がやったという証拠を隠滅すべく、すぐに男性のトレイラーに引き返して火を放った。結果、男性はミラーの暴行による負傷と放火による煙を吸い込んだことで死亡した。<sup>(38)</sup>

ミラーは、アラバマ州法に基づき、まず「少年」として扱われたが、その後、地区検事が事件を刑事裁判所の管轄に移送するように求め、少年裁判所は審理の後それを認めた。検察側は、ミラーを放火の過程における謀殺で成

人として起訴した。アラバマ州においては、当該罪が認定されると最低でも絶対的終身刑が必要に科せられることとなる。

陪審は、より軽い罪を認めた共犯である少年の証言の多くを信用し、ミラーを有罪とした。そのためミラーは上訴したが、アラバマ州刑事控訴裁判所も、絶対的終身刑は行われた犯罪行為と比較すれば著しく過酷なものではなく、判決に至るまでの量刑手続が裁判官の裁量の余地がない必要的なものとなっていたとしても、修正第八条の下で許容されるものであるとした。さらにアラバマ州最高裁判所も、ミラー側の再審理の請求を認めなかった。そのためミラー側は、連邦最高裁に裁量上訴を求め認められた。<sup>39)</sup>

(B) ジャクソン対ホブズ事件

一九九九年一月一四歳の少年クントレル・ジャクソンは、他の二人の少年と共にビデオショップに盗みに入ることを決めた。道すがらジャクソンは、一人の少年がコートの袖に銃を隠し持っていることを知る。まず二人の少年が店に入り、うち一人の少年が店員に銃を突きつけ金を執拗に要求したが、店員に拒否された。ジャクソンが店に入った後、店員が警察に通報すると言ったため、銃を突きつけていた少年が店員を射殺した。結局、ジャクソンと他の二人の少年は何も取らずに逃走した。<sup>40)</sup>

アーカンソー州法では、一定の重大犯罪を行ったと疑われる一四歳以上の少年について、成人として起訴するかどうかの裁量を検察官に委ねているため、検察官はジャクソンを死刑に値する重罪謀殺及び加重強盗の罪で成人として起訴した。ジャクソンは、事件を少年裁判所に移送するように申立てたが、起訴事実、精神鑑定結果及び犯罪歴（万引き及び複数回の自動車窃盗）をふまえて、事実審裁判所及び控訴審裁判所はその申立てを認めなかった。

最終的に陪審は、ジャクソンに対する二つの起訴事実を認めて有罪とし、裁判官は、「死刑に値する殺人罪又は

反逆罪で有罪となった被告は、「死刑又は絶対的終身刑に処する」との法規定に従い、後者を科すとの判決を下した。ジャクソンはその判決に異議を唱えず、後に、アーカンソー州最高裁判所もこの判決を支持する。そのためジャクソンは刑に服することになる。<sup>(41)</sup>

その後、先述のローパー判決が下されたことを受けて、ジャクソンはローパー判決の論理に依拠して、「一四歳の少年に対して絶対的終身刑を必要的に科すことは、修正第八条に反する」として、人身保護令状の請求を行ったが、巡回裁判所は、州側の「原告の請求を却下すべきである」という申し立てを受理した。そして、この手続の間にさらに前節で述べた、「殺人以外の罪を犯した少年に対する絶対的終身刑は、修正第八条に反する」とするグラハム判決が下されたため、訴訟当事者双方がこの判決を踏まえた弁論趣意書を提出したが、アーカンソー州最高裁は、ジャクソン側の請求を認めなかった。<sup>(42)</sup> そのためジャクソン側は、連邦最高裁に裁量上訴を求め認められた。

### (三) 判決の概要

連邦最高裁は、裁量上訴を認めた両事件につき併合して審理を行ってきたが、二〇一二年六月二五日、裁判官五名対四名の僅差をもって、殺人の罪で有罪となった少年に対して絶対的終身刑を必要的に科すことは、修正第八条が定める「残酷で異常な刑罰の禁止」の規定に反するとの判決を下した（「ミラー対アラバマ州事件及びジャクソン対ホブズ事件判決」（以下「ミラー判決」とする））。

エレナー・ケーガン (Elena Kagan) 判事の手による法廷意見（他四名の裁判官同調。以下「判決」とする）は、まず本両事件について事実関係及び連邦最高裁に至るまでの訴訟経緯を確認した上で、修正第八条の「残酷で異常な刑罰の禁止」とは、個人に対して、過剰な制裁を受けることのない権利を保障するものであり、過去の判決で述べ

てきたように、その権利は、「犯罪に対する刑罰は、当該犯罪者及び当該犯罪行為の両方に比例し均衡のとれたものであるべきである」との基本的な法格言に由来するということを再確認し、改めて、連邦最高裁がグラハム判決で述べた、「均衡という概念が、修正第八条の中核を成すものである」との見解を引用しつつ、加えて、この均衡という概念を「品性という発展しつつある基準」の下に考慮するとした。判決はその上で、この判決（ミラー判決）の結論は、均衡のとれた刑罰に対する我々の関心事を反映させた二つの判例の流れの合流点にあるとする。<sup>(43)</sup>

判決は、まず一つ目の判例の流れとして、「特定の属性に分類される犯罪者の有責性と刑罰の過酷さとが不均衡の状態で科刑することを明確に禁止する判例」があたるとして、具体的には、殺人の罪を犯していない被告に対して死刑を科すことは修正第八条に反するとした「ケネディ対ルイジアナ州判決」<sup>(44)</sup>（二〇〇八年）、精神的障害のある被告に死刑を科すことは違憲であるとした先述のアトキンス判決を挙げ、さらに、これらに分類される判例の中でも、特に少年を対象とし「少年と成人との相異」を強調するローパー判決とグラハム判決を引き合いに出す。

次に判決は、二つ目の判例の流れとして、死刑判決を下す際には「被告それぞれの特性や犯罪態様の検討がなされなければならないとする判例」があたるとして、死刑を科すことを必要的（裁判官の裁量の余地を認めない）と規定する法律を違憲とした「ウッドソン対ノースキャロライナ州判決」<sup>(45)</sup>（一九七六年）（以下「ウッドソン判決」とする）と「ロケット対オハイオ州判決」<sup>(46)</sup>（一九七八年）等を挙げ、さらにこれらの死刑に関する判例と絶対的終身刑とを結びつけて検討したグラハム判決を再度引き合いにして論を進めていく。<sup>(47)</sup>

以下では、まず一つ目の流れとしての①「少年と成人との相異」の認識と二つ目の流れとしての②「被告人それぞれの特性や犯罪態様の検討」の必要性を中心に、併せて法廷意見からの州側への反論及び反対意見をまとめることとしたい。

## ①少年と成人との相異

判決は、「少年であれば責任が軽減され、かつ矯正可能性がより顕著になる以上、少年を厳罰に処すことは適切ではない」との理解のもと、ローバー判決及びグラハム判決で示された、①少年は未成熟でありかつ責任感覚も未発達であることから、無謀で衝動的でかつ危険に対して無頓着な態度を生むこと、②少年は自分の家族や仲間達等からの悪影響や圧力をより受けやすく、自分自身の社会環境を管理する能力や、恐ろしい犯罪の温床となるような環境から抜け出す能力に乏しいこと、そして③少年の人格は成人程に形成されておらず、少年の特徴は落ち着きがないことであり、少年の行った行為は取り返しのでない悪行の予兆とはならないとの、三つの「少年と成人との相異」を拠り所に、「少年は、憲法上、刑罰に処するための目的が成人とは異なるのだ」という考え方を確認し、さらに、少年が非常に恐ろしい犯罪を行った場合であっても、少年であるという独特の属性が、少年犯罪者に最も過酷な刑罰を科すという刑罰学の正当性をも減少させるのだ、ということが、ローバー判決、グラハム判決によって明確にされた<sup>(48)</sup>と評価する。

判決はさらに、特にグラハム判決を引き合いに以下のように述べた。

「グラハム判決は、これらの（少年と成人とは異なるという）分析に基づき、死刑と同様に、絶対的終身刑を少年に科すことは修正第八条に反する、と結論づけた。確かに、グラハム判決が絶対的終身刑に関して一律に禁じたのは、殺人以外の犯罪に対して科す場合のみであり、裁判所は、道義的責任と生じた害悪の双方を踏まえて、殺人以外の犯罪と殺人を慎重に区別した。

しかし、「グラハム判決において」裁判所が少年について述べたことは—少年に独特な（そして変化しやすい）精神

「的特徴と周囲環境への脆弱性であつて―犯罪の特性〔態様〕ではない。〔少年の〕これらの特徴は、（本件両事案が共にそうであつたが）強盗未遂が殺人行為に転化したことから分かるように、同様かつ同程度に顕著である。

まさにグラハム判決の論理は、たとえその明確な禁止が、殺人以外の犯罪に対してのみ述べられていたとしても、一人の少年に科せられるあらゆる絶対的終身刑を含意するのである。

最も重要なことは、グラハム判決は、年が若いかどうかという点が仮釈放の可能性なしに一生涯を拘束することの適切性を判断する際に重要である、ということ<sup>(49)</sup>を強調したことにある。

本判決はこの様に、約二年前に自らが下したグラハム判決について、「少年による殺人以外の犯罪については絶対的終身刑を科すことを禁じた判例」という一般的な理解ではなく、「殺人以外の犯罪」というよりも「少年」であることを重視したものであるとの理解を強調したのであつた。そしてこの理解は、後で述べる本判決の反対意見とも大きくすれ違ふことになる。

## ②被告人それぞれの特性や犯罪態様の検討の必要性

次に判決は二つ目の流れとして、死刑判決を下す場合において、判決を下す者（裁判官等）は、被告人それぞれの特性や犯罪行為の態様を検討しなくてはならないとした判例を挙げる<sup>(50)</sup>。

よつてもし被告が少年であれば、裁判官に裁量の余地を与えない必要的科刑手続は、判決を下す者による、当該少年の若年性・家庭環境の考慮や死刑が当該犯罪少年を罰するに見合うものかどうかについて検討する機会を阻むこととなり、この判例の流れに反するとする。



さらに判決は、上記①の場合と同様にグラハム判決を再び引き合いに出して、グラハム判決が、「終身刑判決と死刑判決とがいくつかの特徴を共有すること」を指摘し、加えて終身刑受刑者は、ほとんど必然的に「成人の犯罪者よりも多くの年月を、そして自分の人生の大半を刑務所で費やす」ことになり、「少年にとつてとりわけ過酷な刑罰である」と述べたことを引用し、少年に対する絶対的終身刑の過酷さは、むしろ成人以上であることを強調する。そしてこのように終身刑を死刑と類似したものとして扱うグラハム判決の思考は、上で述べた死刑を科す際には被告人それぞれの特性を踏まえた科刑の検討を要求する二つ目の判例の流れを、絶対的終身刑の科刑を検討する際においてもなぞらえることができるとした。<sup>(51)</sup>

### ③ 本件両事案についての検討

最終的に判決は、絶対的終身刑を科すかどうかの判断につき裁判官に裁量の余地を与えない必要的科刑手続は、上で述べてきた「二つの判例の流れ」を踏まえれば認められないということ、以下のように説明した。

「少年に対する絶対的終身刑の必要的科刑は、実年齢やその際立った特徴―すなわち彼らの中にある、未成熟性、衝動性、そして危険と結果を察知する能力の欠如―について考慮することを排除する。これは彼を取り巻く家庭環境や生活環境を考慮することを妨げるのだ―彼ら自身、通常はその環境から抜け出すことができないのだが―。どんなに過酷であろうとも、機能不全に陥っていないようにも。

これ〔必要的科刑〕は殺人の犯行態様についても顧みることはない。彼の当該犯罪への加担度合いや、家庭と仲間が彼に与えてきたであろう圧迫の状況を含めて。さらにこれは、もし少年に能力の欠如―例えば、警察官又は検察官と

（司法取引を含めた）交渉する能力の欠如や、彼自身の弁護士を手伝う能力等の欠如がなかったらば、少年がより軽い犯罪で訴追され罰せられ得たであろうことを無視している。

結局、この必要的科刑は、おかれた情況が矯正可能性を強く示唆している時でさえも、その可能性を無視するのである。<sup>(52)</sup>

そして判決は、上で検討してきたことを踏まえて、両事件それぞれについて検討を行う。

ミラー事件について判決は、ミラーとその仲間が残酷な殺人をしたことには疑いの余地はないとした上で、ミラーは犯行時、被害者と共に薬物とアルコールを摂取し酔っていたこと、そしてアルコール依存症の継父からの日常的な暴力や、麻薬中毒の母による遺棄を受け、里親のもとを転々とする生活をし、過去に四回の自殺未遂を経験している等、劣悪な環境で育ったことを指摘し、一方でミラーの犯歴は、不登校と第二級に該当する罪のみであるとし、判決を下す者は、絶対的終身刑がふさわしい刑罰であるとの結論を下す前に、すべてのこれらの状況を検討する必要があるとした。<sup>(53)</sup>

ジャクソン事件について判決は、ジャクソンは被害者に発砲しておらず、また州側は彼が被害者を死亡させるつもりであったのかについて立証しておらず、彼の有罪判決は、むしろほう助及び教唆理論に基づくものであったことを指摘する。そしてジャクソンは、確かに友人が銃を持っていることを認識していたが、彼の年齢がそのことから生ずる害悪の危険性の予測に影響を及ぼしたとして、これらの全ての事情は、彼の犯罪に対する有責性の問題につながるとした。また、ジャクソンの母と祖母双方に人を銃撃した犯歴があった、ジャクソンの家庭環境と暴力的素質についても触れ、判決を下す者は少なくとも、一四歳の少年の、刑務所から釈放されるためのあらゆる

可能性を奪う前に、その様な事実を考慮すべきであると結論付けた。<sup>(54)</sup>

#### ④州側の主張への反論と結論

両事件の訴追側のアラバマ州及びアーカンソー州側からは、①絶対的終身刑の必要的科刑を禁ずることは修正第八条に関する判例に矛盾する、②個人的事情は、少年を刑事裁判所へ移送するかどうかを決める際に既に検討しており、絶対的終身刑を科す際にはその検討を要しない、との主張がなされたが、判決はこれらの主張に対しても反論した。

まず①について、州側が「成人の被告に対して絶対的終身刑を必要的に科すことは、修正第八条に反するものではない」としたハーメリン判決に反すると主張したが、本判決は、「ハーメリン判決は、死刑と死刑以外の全ての刑罰の間の質的相異を考慮して、個々人の事情を踏まえた量刑手続を採用することを、死刑事案以外の手続に拡大して採用することを否定したものであること」については確認するものの、しかし、そもそもハーメリン判決は、少年を対象とするものではなく、犯罪少年への適用を主張するものでもなかったとし、さらに、当該判決以降、当裁判所は多くの機会において、成人について適用される量刑規範が少年についても同様に認められるものではないとの判決を下してきたとした上で、以下の様に加えた。

「(ハーメリン判決が認識していたように)『死刑は特別』(Death is different)であるが、少年もまた特別(children are different too)なのである。むしろ、少年に対する何らかの例外の手続を設けないのであれば、それは奇妙な法規範である。その意味で、社会における最も過酷な刑罰に関わる法が、そのような区別を設けることは、全く驚くべきこ

とではない。…それゆえ、われわれの判決は、何らハーメリン判決を歪めるものでもなく矛盾するものでもない。」<sup>(55)</sup>

次に、州側の「二九もの司法管轄区（二八州及び連邦政府）において、現に、少なくとも殺人の罪で有罪となつた一部の少年に対して絶対的終身刑を必要的に科していることを鑑みれば、違憲判決は下せない」との主張に対し判決は、ローパー判決やグラハム判決では、それぞれ死刑や絶対的終身刑を一律に禁じることを考慮する際に、検討の一つとして立法事実と実際の科刑実務を踏まえて国民的合意が示されているかを検討したが、今回の判決は一律に禁じるものではなく、あくまでも判決を下す者に加害少年の若年性や特性を検討すべく、一定の手續に従うことを求めるに過ぎないのだとして、上記二判決との性質の違いを強調した。加えて、例えばグラハム判決では三九州の法律によって認められていた、「殺人以外の罪で有罪となつた者への絶対的終身刑」を禁じたのであり、また、グラハム判決でも示されたように、多くの州が立法上認めている刑であつたとしても、そのことによりすぐに法に該当する者をその刑に処する意思を持っているのだ、と判断できるものではないとした。<sup>(56)</sup>

次に②について、州側の「移送の際に裁判所は、十分に少年の年齢や犯罪態様等を考慮することができる」との主張に対して判決は、重大犯罪少年については自動的に移送される場合が多く、またいくつかの州では移送の判断は検察官に排他的に委ねている場合もあり、そのような場合には裁判所に裁量の余地はないこと、また、裁判官に移送判断の裁量がある場合であっても裁判官が得ることができる情報は限られ、またそもそも移送と量刑の際の審理における裁判所の裁量は、その性質を異にする点等を指摘した。<sup>(57)</sup>

以上のような議論をふまえ判決は、グラハム判決、ローパー判決等が明確にしてきたように、裁判官等の判決を下す者は、少年に対する最も過酷となりうる刑罰を科す前に、減刑し得る事情を考慮する機会を持たなければなら

ず、それなしに殺人の罪で有罪となった全ての少年に絶対的終身刑を科すことは均衡の原理を犯し、修正第八条の残酷で異常な刑罰の禁止に反すると結論付け、各判決を破棄し事件を差し戻した。<sup>(58)</sup>

#### ⑤ 反対意見について

上で述べてきた法廷意見に対して、三名の裁判官が同調したジョン・ロバーツ (John G. Roberts) 主席裁判官の反対意見と、それに同調した裁判官の内二名の個別の反対意見の総計三名の反対意見が付された(一名は個別の反対意見は付さず二名の反対意見全てに同調した)。

これらの反対意見をまとめると概ね、①少年に対する絶対的終身刑の禁止に国民的合意はない、②法廷意見の判例解釈に誤りがある、③法廷意見が言う殺人の罪を犯した少年に対する絶対的終身刑の必要的科刑の一律禁止は広範にすぎる、という点に整理できよう。

まず①の点について反対意見は、法廷意見が特に拠り所とするグラハム判決と本件との相異を強調して以下のような論を展開した。

すなわちグラハム判決は、あくまでも「殺人以外の罪を犯した少年」について絶対的終身刑を禁じたものであり、現に法的にそれを認めていた州は多くあったものの、実際にそれを科していたのはごく僅かな州であり、かつて現に刑が科されていた者は一二三名に過ぎなかった。

一方で、本件が対象とする「殺人の罪を犯した少年」に絶対的終身刑を必要的に科すことを二九州が認めており、それに基づき、現在、二五〇〇名近くが当該刑に服しており、これをもってこの科刑を「まれ」であるとは言えず、この現状を踏まえれば、当該科刑を修正第八条に反するものとすべきではない。また、我々の判例はこの結

論を裏付けてくれる。刑罰が残酷で異常であるかどうかを判断するにあたり、当裁判所は通常、まず立法事実と州の法運用に現れる「社会的基準としての客観的な指標」から検討を始めるのであり、現に、多くの州が絶対的終身刑の必要的科刑を法的に義務付けかつ頻繁に科している以上、法廷意見の結論に客観的根拠はない。よって、グラハム判決とは異なり本件には国民的合意は存在しない、というものである<sup>(59)</sup>。

次に②に関して反対意見は、法廷意見が絶対的終身刑を禁じたグラハム判決の趣旨は、必ずしも「殺人以外の罪を犯した少年」のみに限られるものではない、との理解を示したことに疑義を唱える。すなわち、グラハム判決が対象としたのは「殺人以外の罪を犯した少年」であって、当該判決においてもその点「殺人とそれ以外の個人に対する重大な暴力犯罪の間には」一線がある<sup>(60)</sup>、「殺人以外の重大な犯罪は、殺人の罪とは比較することはできない」と述べている。これらのことから、グラハム判決は、「殺人の罪」と「それ以外の罪」を区別して考えており、法廷意見の判例解釈には誤りがあるとする。

そして③に関して反対意見は、法廷意見が過去の一連の判例とは異なり、今後この法廷意見の趣旨が制限なく適用されるのではないかという懸念を示す。つまり、ローパー判決は少年に対する「死刑」について、グラハム判決が「殺人以外の罪」に対象を限定して下された判決であるのに対して、本判決の根拠となる原理は、「少年は成人と異なる」ことのみであり、さまざまな場面において、少年は成人と異なった判決が下されなければならないことになる<sup>(61)</sup>と批判した。

### 三 ミラー判決の衝撃と波紋

以上概説してきたミラー判決は、当該事件のみにとどまらず、アメリカ少年司法の世界全体に大きな衝撃と波紋

をもたらしている。特に判示における以下の一文は、それらをより大きなものとしているといえよう。

「ローパー判決、グラハム判決そしてこの判決において、子どもの軽減された有責性及び顕著な矯正能力について我々が述べた全てのことを踏まえれば、我々は、この最も過酷たりうる刑罰を少年に対して科すことがふさわしいとされる機会<sup>(62)</sup>は、まれ (uncommon) になるであろうと考える。」

すなわち前節でも紹介してきた様に、判決は、あくまでも少年に対する絶対的終身刑の「必要な科刑」のみを禁じたものとしながらも、将来、少年に対する全ての絶対的終身刑を禁じる可能性が生じ得ることを示唆していたからである。

ミラー判決を受けて、特に少年に対して絶対的終身刑を必要的に科すことを規定する二九の司法管轄区は、何らかの対応を要するものと思われるが、むしろ事件の被害者側の立場を強調し、「最近の、連邦最高裁判決を踏まえることによる危険な殺人犯の釈放を防止すべく措置を講ずる」として、判決から約一カ月後(二〇一二年七月)という短期間の内に、少年時に犯した殺人の罪で絶対的終身刑の判決を受けて収監されていた三八名を、六〇年間仮釈放の可能性のない終身刑に「減刑」するとの対応をとったのが、アイオワ州知事のテリー・ブランスタッド (Terry Branstad) であつた。<sup>(63)</sup> 彼は、「当該事件の被害者遺族たちは、暴力により愛する者をそれぞれのもとから奪われたのである。私は、今日、これらの人々と彼らの愛した者への思い出と、そして全てのアイオワの人々の安全を守るため、このような措置を講ずる。」「司法はバランスであり、今回の減刑は、司法が凶悪な犯罪者を罰することと市民の安全への配慮とのバランスの基にあることを確かなものとする。…第一級謀殺は故意かつ計画的な犯

罪であり、有罪となった者は危険であり街路を歩かせるべきではなく、そして我々の社会から締め出されるべきである。<sup>(64)</sup>と述べ、形式的には減刑という形をとりながらも、絶対的終身刑を非常に長期間仮釈放の可能性のない終身刑（例えば一七歳で収監された者は七七歳までは釈放されない）に置き換えることで、実質的には加害少年に対する「断固たる措置」を維持しようとしたのである。

この様な異例な対応とは別に、判決から約一年後の二〇一三年八月末までに、少なくとも一一州の議会は、既にミラー判決を踏まえた何らかの法改正を行っている。<sup>(65)</sup>

それらの州の多くで採られた対応としては、ミラー判決の「絶対的終身刑の必要な科刑」を禁じるという要求に最低限度応ずるべく、絶対的終身刑自体は維持した上で必要的科刑を廃止したり、対象少年に対してまず一定期間（二五年から四〇年程度）仮釈放のない懲役刑を必要的に科した上で、一定期間が経過した時点で仮釈放の機会を与えるというものであった。例えば、少年時の犯罪で絶対的終身刑に服する者が四五〇名以上と全米において最も多いとされるペンシルバニア州では、二〇一二年一〇月、第一級謀殺で有罪となった犯行時一五歳以上一八歳未満の者については、必要的ではない絶対的終身刑又は最短三五年以上の懲役刑を科す規定に改められた。<sup>(66)</sup>

これに対していくつかの州では、上で述べたミラー判決の示唆をより正面から受け止めて、絶対的終身刑の廃止まで踏み込んだ法改正を行っている。例えばカリフォルニア州では、「少年受刑者に再挑戦するチャンスを与える」として絶対的終身刑を廃止し、終身刑の受刑者は、収監後少なくとも一五年が経過した後に、裁判官に対して再審理を求めることができるとし、裁判官は、もし受刑者が良心の呵責を持ち、積極的に更生しようとしていることが認められる場合には、その裁量により最短二五年で仮釈放を可能とする緩やかな方向へ法改正がなされた。<sup>(67)</sup>

このような立法側の対応とは別に、喫緊の対応を迫られているのは各州の裁判所である。そして特に苦慮してい



る点は、ミラー判決の効力を、現在、絶対的終身刑を受刑している者にまで遡って適用するかどうかという、いわゆる「遡及適用」の問題である。実際にも数州の裁判所において、少年時代の犯罪によって絶対的終身刑が科せられている受刑者から、判決の再考を求める訴えがミラー判決が下された直後から提起されている<sup>(68)</sup>。

この遡及適用につき、その対象となり得る者の数をみると、例えばグラハム判決では約一二〇名であったのに対して、ミラー判決では全国で二五〇〇名近くが対象となり得るため、この点でもこの判決の社会に与える影響は非常に大きいものといえる。

この点について、判決後現在まで連邦最高裁による判断は未だ下されてはいないが、連邦地方裁判所（ミシガン州南部地区）及びアイオワ州最高裁判所等では遡及適用を認める判決が、第一一連邦控訴裁判所、ミネソタ州最高裁判所及び絶対的終身刑の受刑者数が多いため、その判断が注目されたペンシルバニア州最高裁判所等では、遡及適用を認めない判決が出されており、各州、各裁判所によって判断が分かれているのが現状である<sup>(69)</sup>。

もつとも、遡及適用の問題については、連邦最高裁による一九八九年の「ティーンズ対ラン判決」<sup>(70)</sup>で、「刑事訴訟に関する新しい憲法上のルールは、当該新しいルールが宣言される前に確定した訴訟事件には適用されない。」との一般的な解釈が既に示されているが、後の判例で、人身保護令状の段階では、新ルールが①ある属性に分類される被告について、その身分又は犯した罪ゆえに、ある種類の刑罰を科すことを禁じるものである場合や、②秩序ある自由の概念に内在する手続の遵守を求めるものである場合等は例外的に遡及し得る、とされた経緯がある<sup>(71)</sup>。よって、この例外が本件にも該当するかどうかの判断が、今後の解釈の行方に大きな影響を与えるものと考えられる。

そしてこの遡及適用の問題は、既に確定した絶対的終身刑をも覆す可能性を含んでおり、今後の判決の流れによつては、重大犯罪少年に対する司法制度の根幹を揺るがす問題ともなる。

その他、今後各州が絶対的終身刑を廃止し著しく長期間仮釈放の可能性のない懲役刑又は終身刑に切り替える等の対応を行った場合には、何年までならば「残酷で異常な刑罰」には該当しないのか、という新たな問題が生じる可能性がある。

この点既に、ミラー判決後、第六連邦控訴裁判所とフロリダ州控訴裁判所において、長期間収容することにつき、ミラー判決等に反するものではない、との判断が下されているが、一方、カリフォルニア州控訴裁判所においては、殺人の罪以外の罪で有罪となった少年に対して最短二〇年の懲役刑を科すことは、「異常で残酷な刑罰」に該当するとの判決も下されている。<sup>(72)</sup> 連邦最高裁においては、許される収容期間について未だ明確な基準は示されておらず今後議論が続くものと思われる。

#### おわりに

「より重要なことはローパー判決が、死刑は少年の殺人犯を抑止するためには必要ない、その一つの理由は、『絶対的終身刑』が機能するからである、と結論づけたことである。典型的なおとり商法のように、今日、裁判所は州の立法者に対してローパー判決で保証したにもかかわらず、ひとたび凶悪な殺人を犯した者が、再びそのようなことを絶対にできなくすることを保証する権限は〔州には〕ないと言う。」<sup>(73)</sup> (ロバーツ裁判官)

「〔グラハム判決で〕裁判所は、殺人の罪を犯した少年と殺人以外の凶悪な罪を犯した少年との間に一線を画した。少なくともその意味で、死は特別であるという理念は生きていたのである。今日、この理念は完全に葬られた。我々は、殺人を犯した犯罪者に〔終身刑ではない〕刑期を科すことに懸念を覚えるのである。」<sup>(74)</sup> (アリート裁判官)

これはミラー判決が、「少年は成人と異なる」との前提に立ち少年に対する死刑を禁じたローパー判決、殺人以外の罪を犯した少年に対する絶対的終身刑を禁じたグラハム判決につき、判決時の理解を大きく超えて拡大解釈することにより、「殺人の罪を犯した少年に対してすら絶対的終身刑を禁じる」との結論を導き出しているとする、反対意見からの厳しい批判である。

このような批判の背景には、ローパー判決以降の一連の判決によって、あたかも「なし崩し」的に少年に対する刑が軽くなっていくのではないかという警戒感、そしてこれらの判決が、罪を犯した者はその罪に対して必ず責任を負うべきであるというアメリカ社会に根強く存在する規範意識を揺るがしかねないという危機感があるものと思われる。さらに前節でも触れた様に、判決が遡及して適用されるのではないかという懸念も、批判の大きな要因の一つとなっているといえよう。

一方、アメリカの少年司法の研究者の中には、むしろこの様な判例の流れを歓迎し、「ミラー判決において連邦最高裁は、少年司法制度の矯正の理念を回復する方向に重要な一歩を踏み出した」<sup>(75)</sup>、「全体的に見て、ローパー判決、グラハム判決、ミラー判決は、少年を成人とは別にして扱うという理論的基礎を確立した」<sup>(76)</sup>といった評価をする者も多い。さらに、この判決は「少年は成人とは異なる」ことを明確にしたことで、いわゆる厳罰化の象徴でもある移送制度をも廃止に向かわせる力を持つとの評価もなされている。<sup>(77)</sup>

もっともここで忘れてならないのは、本稿で紹介した一連の判決は、やはり、「死刑」、「絶対的終身刑」といったいわば極端に「特別な刑罰」を少年に科すことの合憲性について争われたものであるという点であり、よって本判決は、少年司法制度自体をすぐさま「保護主義」のもとへと引き戻す大きな転換点として理解するよりも、むしろ一九七〇年代以降推し進められてきた過度な厳罰化に対する一つの警鐘としての意義があるものとして捉えるこ

とができよう。

ただそのような「特別な刑罰」に関する議論であることを前提にしたとしても、連邦最高裁が、少年司法制度のいわば最も基本的な前提である「少年と成人はあらゆる面で異なる」(children are different)という点に改めて言及し、併せて、裁判官が判決を下す際には、その裁量をもって少年の家庭環境等もふまえた個別的対応をとることの重要性を説いたことは、判決の結論として求められた絶対的終身刑の「必要的科刑の禁止」という枠にとどまらず、少年に対する絶対的終身刑の完全な廃止、さらには少年と成人とを同じ手続で扱う移送制度の存置の是非等をも含め、今後の少年司法制度の議論とその方向性に少なからぬ影響を与えていくように思われる。<sup>(78)</sup>

註

- (1) Herbert H. Lau, *Juvenile Courts in the United States*, Arno Press, 1972 [1927], at 20.
- (2) もっとも少年裁判所法はその創設期から、少年司法制度と刑事司法制度を厳格に分離することに成功したわけではなかった。この点につき、今出和利「アメリカにおける少年裁判所と刑事裁判所の競合管轄に関する史的考察——一八九九年イリノイ州少年裁判所法と判例を中心に——」東洋大学現代社会総合研究所『現代社会研究』第四号(二〇〇七)を参照されたい。
- (3) Roscoe Pound, "The Administration of Justice in a Modern City", 26 *Harvard Law Review*, 1913, at 322.
- (4) Kent v. U.S., 383 U.S. 541 (1966).
- (5) In re Gault, 387 U.S.1 (1967).
- (6) In re Winship, 397 U.S. 358 (1970).
- (7) Christopher P. Manfredi, *The Supreme Court And Juvenile Justice*, University Press of Kansas, 1997, at 53.
- (8) 移送制度については、今出和利「アメリカ少年司法における移送制度について——現状と歴史——」東洋大学附置比較法研究所

『比較法』第四〇号 (二〇〇三) を参照された。

- (9) 混合量刑制度については、今出和利「アメリカ少年司法における混合量刑 (Blended Sentencing) 制度について」東洋大学現代社会総合研究所『現代社会研究』第一〇号 (二〇一三) を参照された。
- (10) Roper v. Simmons, 543 U.S. 551 (2005). 岩田太「最近の判例」アメリカ法 (二〇〇五) 三六八頁以下参照。
- (11) なお刑法学上「絶対的終身刑」とは、裁判官に科刑の裁量の余地を与えず必要的(義務的)に科す終身刑の意味(仮釈放の有無は必ずしも関係しない)として使われることも多いが、本稿では、一般的・感覚的な分かりやすさを考慮して、日常一般の用例に従い、このような略称を用いることとする。
- (12) Graham v. Florida, 130 S.Ct. 2011 (2010). 永田憲史「最近の判例」アメリカ法 (二〇一一) 二〇二頁以下参照。
- (13) Miller v. Alabama, 132 S. Ct. 2455 (2012).
- (14) Robinson v. California, 370 U.S. 660 (1962).
- (15) Graham, 130 S.Ct. at 2021 ; Brian J. Fuller, "A Small Step Forward in Juvenile Sentencing, But Is It Enough? The United States Supreme Court Ends Mandatory Juvenile Life Without Parole Sentences: Miller v. Alabama, 132 S.Ct. 2455 (2012)", 13 *Wyo-ming Law Review*, 2013, at 382-383.
- (16) Trop v. Dulles, 356 U.S. 86 (1958).
- (17) Eddings v. Oklahoma, 455 U.S. 104 (1982).
- (18) Thompson v. Oklahoma, 487 U.S. 815 (1988). なお連邦最高裁はこの判決において、少年は自らの行動をコントロールし、長期的な視点で結果を思い描く能力に欠けてゐるとの認識を既に示している。
- (19) Stanford v. Kentucky, 492 U.S. 361 (1989).
- (20) Roper, 543 U.S. at 556-557.
- (21) *Ibid.* at 558.
- (22) Atkins v. Virginia, 536 U.S. 304 (2002).

- (23) Roper, 543 U.S. at 559–560.
- (24) *Ibid.* at 578–579.
- (25) *Ibid.* at 564–579.
- (26) Rummel v. Estelle, 445 U.S. 263 (1980).
- (27) Solem v. Helm, 463 U.S. 277 (1983).
- (28) Harmelin v. Michigan 501 U.S. 957 (1991).
- (29) Graham, 130 S.Ct. at 2019.
- (30) *Ibid.* at 2019–2020.
- (31) *Ibid.* at 2024–2034.
- (32) *Ibid.* at 2026.
- (33) Barry C. Feld, “Adolescent Criminal Responsibility, Proportionality, and Sentencing Policy: Roper, Graham, Miller/Jackson, and the Youth Discount”, 31 *Law & Inequality*, 2013, at 306–308.
- (34) *Ibid.* at 309.
- (35) *Ibid.* at 306–307.
- (36) *Ibid.* at 307–308.
- (37) *Ibid.* at 305–306.
- (38) Miller, 132 S.Ct. at 2462.
- (39) *Ibid.* at 2462–2463.
- (40) *Ibid.* at 2460.
- (41) *Ibid.* at 2461.
- (42) *Ibid.* at 2461–2462.

- (43) *Ibid.* at 2463.
- (44) *Kennedy v. Louisiana*, 554 U.S. 407 (2008).
- (45) *Woodson v. North Carolina*, 428 U.S. 280 (1976).
- (46) *Lockett v. Ohio*, 438 U.S. 586 (1978).
- (47) *Miller*, 132 S.Ct. at 2463-2464.
- (48) *Ibid.* at 2464.
- (49) *Ibid.* at 2465-2466.
- (50) *Ibid.* at 2463-2464.
- (51) *Ibid.* at 2466-2467.
- (52) *Ibid.* at 2468.
- (53) *Ibid.* at 2469.
- (54) *Ibid.* at 2468-2469.
- (55) *Ibid.* at 2470.
- (56) *Ibid.* at 2471-2473.
- (57) *Ibid.* at 2474-2475.
- (58) *Ibid.* at 2475. なおこの判決には、特にジャクソン事件について、必要的科刑の是非の議論に拘わらず、ジャクソンが被害者を殺害したか又はその意図があったかの認定を要するとする。スティーブン・ブライヤー (Stephen G. Breyer) 裁判官による同意意見が付けられる。
- (59) *Ibid.* at 2477-2480.
- (60) *Ibid.* at 2680-2681.
- (61) *Ibid.* at 2481-2482. 反対意見は、この点を突き詰めれば、そもそも移送制度自体が認められないことにつながるとの懸念を示

リフス<sup>90</sup>

- (92) *Ibid.* at 2469.
- (93) Therese A. Savona, "The Growing Pains of Graham v. Florida: Deciphering Whether Lengthy Term of Years Sentences for Juvenile Defendants Can Equate to the Unconstitutional Sentence of Life Without the Possibility of Parole", 25 *St. Thomas Law Review*, 2013, at 198.
- (94) Press Release, Office of the Governor of Iowa, Branstad Moves to Prevent the Release of Dangerous Murderers in Light of Recent U.S. Supreme Court Decision (July 16, 2012) <https://governoriowa.gov/2012/07/branstad-moves-to-prevent-the-release-of-dangerous-murderers-in-light-of-recent-u-s-suprem>
- (95) Maggie Clark, "How Will States Handle Juveniles Sentenced to Life Without Parole?" USA TODAY (online), <http://www.usatoday.com/story/news/nation/2013/08/26/stheadline-juvenile-sentences/2699467/>
- (96) Stataline: The daily news service of the pew charitable trusts (online), <http://www.pewstates.org/research/data-visualizations/life-without-parole-for-juveniles-states-and-courts-weigh-in-85899500114>  
National Conference of State Legislatures "Juvenile Life Without Parole (JLWOP)" (online), [http://www.njdcinfo/pdf/2013ResourceGuide/JuvenileLifeWithoutParole\(JLWOP\)LegislativeFactSheet\(Feb.2013\).pdf](http://www.njdcinfo/pdf/2013ResourceGuide/JuvenileLifeWithoutParole(JLWOP)LegislativeFactSheet(Feb.2013).pdf)
- (97) "Gov. Brown Signs Bill Giving Juveniles Second Chance" USA TODAY (online), [http://www.usatoday.com/story/news/nation/2012/09/30/gov-brown-signs-bill-juveniles/1604907/stheadline\\_supra](http://www.usatoday.com/story/news/nation/2012/09/30/gov-brown-signs-bill-juveniles/1604907/stheadline_supra) note 66.
- (98) Steve Eder, "Iowa Governor Commutes Sentences of Teen Killers", *The Wall Street Journal* (online), <http://blogs.wsj.com/law/2012/07/16/iowa-governor-commutes-sentences-of-teen-killer/>
- (99) Stataline *supra* note 66.
- (70) Teague v. Lane, 489 U.S. 288 (1989).
- (71) Marsha L. Levick, Robert G. Schwartz, "Practical Implications Of Miller and Jackson: Obtaining Relief in Court and Before



- the Parole Board." 31 *Law and Inequality*, 2013, at 386-387.
- (72) Fuller, *supra* note 15, at 403-404.
- (73) Miller, 132 S. Ct. at 2481.
- (74) *Ibid.* at 2489.
- (75) Perry Morrearty, Jurist Column: "Restoring Rehabilitation to the American Juvenile Justice System," <http://jurist.org/forum/2012/09/perry-morrearty-juvenile-justice.php>.
- (76) Rachel Jacobs, "Waiving Goodbye to Due Process: The Juvenile Waiver System," 19 *Cardozo Journal of Law & Gender* 989, 2013, at 996.
- (77) *Ibid.*; Andrea Wood, "Cruel and Unusual Punishment: Confining Juveniles with Adults after Graham and Miller," 61 *Emory Law Journal*, 2012, at 1490. なお、本判決を批判し移送制度の廃止へと向かうことを懸念するものとして、Sara L. Ochs, Miller v. Alabama: "The Supreme Court's Lenient Approach to Our Nation's Juvenile Murderers," 58 *Loyola Law Review*, 2012. 参照。
- (78) 周知の通り日本においては、一八歳未満の少年に対する死刑及び成人を含め絶対的終身刑はそもそも認められておらず、また少年刑事事件の取り扱いもアメリカの多くの州とは異なり、「特別の措置を講ずる」ともとされており、本稿で述べてきた一連の連邦最高裁の判例動向は、日本における少年司法制度の議論・動向に何らかの影響を与えるものではないと考えられる。もっとも昨今議論されつつある、死刑に代わる仮釈放のない終身刑の導入について、一八歳以上の少年に対してもその対象とすることを前提にするならば、ミラー判決の論旨及び示唆は、日本においても意味を持つことがあるように思う。

— いまだ かずとし・國學院大學栃木短期大学非常勤講師 —